

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

医療費や保険料などの還付金が ATMで支払われることは 絶対にありません！



下記のような事例が市内で発生し、警察などに相談が寄せられていますので、ご注意ください。

【事例】

市役所職員を名乗る者から電話があり、「国民健康保険料を多く徴収しすぎたので差額の返金があります。受け取り手続きのため、携帯電話とキャッシュカードを持ってATM（現金自動預払機）に行ってください。後ほど銀行から電話をしますので、指示に従ってください」と言われた。

【注意点】

- ▼市役所や銀行の職員が電話でATMの操作を依頼したり、指示したりすることはありません
- ▼もし還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話したりせず、まずは市役所の担当部署に確認しましょう
- ▼このほか、市役所や銀行の職員を装って、訪問や電話によりキャッシュカードを渡すように求める場合も詐欺です

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき=12月3日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

